

仕 様 書

1 業務名

令和5年度 地域防災計画及び避難指示等の判断・伝達マニュアル修正等業務

2 業務の目的

札幌市は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」において、洪水時や土砂災害時に避難情報を発令する地区を整理している。本業務では、最新の条丁目界及び町名のデータに基づき、過年度に整理した発令対象地区の精査を行うとともに、関連する「札幌市地域防災計画」、「札幌市水防計画」及び「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の修正を行う。

避難指示等が発令された場合に、対象となる人口・世帯数を集計するツールを作成しているが、令和4年度に北海道から新たな洪水浸水想定区域が指定されたことを受け、集計ツールの更新を行う。

3 業務の内容

別紙「業務内容」のとおり。

4 提出書類

受託者は、業務の完了に当たって、契約約款に定めるもののほか、以下の書類を作成し、委託者に提出すること。

ア 業務完了届（2部）

イ 成果品目録

ウ 成果品（報告書等）（5 成果品を参照）

5 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。詳細は業務着手後に担当職員と協議すること。

(1) 業務報告書及び業務全般に使用した電子データ

(2) 水防計画、地域防災計画（風水害対策編）（土砂災害対策編）本編の電子データ（Word 又は Excel・PDF）、避難指示等の判断・伝達マニュアル（洪水編）（土砂災害編）の電子データ（Word 又は Excel・PDF）

(3) 避難指示発令区域・人口・世帯数の自動集計データ（Excel）

(4) 業務内で作成・使用した洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域をはじめとした各種地理情報の GIS データ

(5) その他、各種解析結果データ

6 業務の期間

業務の期間は、契約締結の日から令和6年3月22日までとする。

7 品質管理

受託者は、主要な内容の段階の区切り等に、自主的に社内検査を行い、品質の管理を行うこと。また、履行検査時に社内照査結果を示すとともに、成果品にも照査記録簿等を添付すること。

8 業務の履行確認

- (1) 受託者は、全ての業務完了後に本市の履行検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の成果品の修正を行わなければならない。

9 支払条件

当該業務の支払いは、業務完了後に検査を実施し、その検査に合格した後、一括で支払うものとする。

10 その他

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と業務内容等の確認を行うこと。また、委託者の求めに応じて、業務に係る会議及び打合せ等に同席すること。
- (2) 本業務の履行については、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、下記の環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。
 - エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (3) 秘密保持義務に関する事項

本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

 - ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。
 - イ 本市の情報を複写及び複製する場合には本市の許可を事前に得ること。
 - ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。
 - エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

- (4) 業務内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、決定し業務を遂行すること。
- (5) 成果品に関する権利は全て札幌市に帰属すること。
- (6) 前各号に掲げる以外の事項については、その都度、委託者と協議すること。なお、打合せ協議回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

業 務 内 容

1 計画準備

本業務の業務内容を把握し、業務遂行計画や人員配置等について検討を行い、業務計画書の作成を行う。

2 避難情報発令地区の抽出・整理

札幌市は避難情報発令対象地区を、洪水浸水想定区域（浸水想定深 0.5m 以上）及び土砂災害警戒区域が位置する地区としており、「避難指示等の判断・伝達マニュアル（洪水編）（土砂災害編）」に整理している。本業務では、街区変更等を反映した最新の条丁目界及び町名データに基づき、避難情報発令対象地区の更新を行う。

最新の条丁目界及び町名の GIS データは、札幌市より提供する。なお、現在の発令対象地区は、令和元年 5 月時点の条丁目界及び町名のデータに基づき抽出していることから、発令対象地区の更新はそれ以降に街区変更があった地区を対象とする。また、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の GIS データについても、札幌市より提供する。

3 避難指示等の伝達文の検討

「2 避難情報発令地区の抽出・整理」の結果に基づき、現行の河川別、媒体別（緊急速報メール、地下施設管理者やマスコミ等への FAX・ホームページ等）の避難情報の伝達文を修正し、既存の伝達文データ（Excel、PDF）を修正する。

なお、緊急速報メールは文字数制限があるため（タイトル 15 文字、本文 200 文字など）、文字数制限の中で避難情報の発令区域等が、できるだけ少ないメール本数で伝わるよう検討すること。

4 避難指示等発令地区・人口・世帯数の自動集計データの更新

本市では、洪水災害や土砂災害の避難情報発令地区における人口や世帯数を、河川名及び土砂災害警戒情報の対象メッシュ（5km メッシュ）を選択することで自動的に集計するデータベース（エクセルシート）を作成している。本業務では、過年度作成のデータベースをベースとして、避難情報発令地区の最新の人口・世帯数等を反映するとともに、地区毎・河川毎の洪水浸水想定区域の面積や重複を考慮した洪水予報河川、水位周知河川及び令和 4 年度に新たに指定された“その他指定河川”のデータベースを更新する。また土砂災害のデータベースを更新する。

5 地域防災計画等の修正案作成

本業務の検討結果及び「避難情報に関するガイドライン」等の改訂に基づき、札幌市水防計画及び地域防災計画の修正案を作成する。また、避難指示等の判断・伝達マニュアル（洪水編）（土砂災害編）についても、各修正案を作成する。

6 打合せ及び協議等

業務内容や業務の進捗状況等について、随時札幌市に報告し、必要に応じて打合せを行う。打合せ回数は全3回（着手時1回、中間1回、成果品納入時1回）を想定している。

7 報告書作成

上記を取りまとめ、業務報告書を作成する。